

〔資料協定第 45〕

災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、医師会を「乙」とし、甲乙間において災害時の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は、甲乙において協議をし、定めるものとする。

2 災害医療救護計画に定める医療救護班（以下「医療救護班」という。）の構成人員は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 医 師 5名
- (2) 看 護 師 3名
- (3) その他・補助事務 2名

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

傷病者に対する応急処置

- (1) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (2) 転送困難な患者及び軽症患者等に対する医療
- (3) 助産援護
- (4) 死亡の確認

4 医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。

5 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

(傷病者の搬送)

第4条 救護所から後方医療施設への傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第5条 医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。

3 備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(後方医療施設における医療救護)

第6条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生した時は、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 合同訓練における医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用弁償等の請求・報告)

第10条 前項に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。

(1) 医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿(様式2)及び医療救護診療記録(様式3)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書(様式5)に事故傷病者概要(様式6)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前3号の規定を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第11条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第9条第3項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第13条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
なお、昭和51年9月30日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動についての協定書については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年4月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世 田 谷 区
代表者 世田谷区長

世田谷区松原六丁目37番10号 4階

乙 社団法人世田谷区医師会

代表者 会 長

世田谷区中町二丁目25番18号

社団法人玉川医師会
代表者 会 長

※「社団法人世田谷区医師会」は「一般社団法人世田谷区医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

災害時の医療救護活動についての協定書

世田谷区を「甲」とし、世田谷区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、原則として毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とするときは、甲乙において協議をし、定めるものとする。

2 災害時医療救護計画に定める薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）は、薬剤師2名で構成する。

3 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導

(2) 医薬品等の仕分け及び管理等

4 薬剤師班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所及び医薬品ストックセンターとする。

5 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき調剤及び服薬指導並びに医薬品の仕分け及び管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、薬剤師班を編成し、現地の救護所及び医薬品ストックセンターに派遣するものとする。

(医薬品の備蓄及び輸送)

第4条 薬剤師班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 甲は、備蓄する医薬品等が不足し調達する必要がある場合には、乙に要請するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに甲が指示する救護所に医薬品を納入するものとする。

4 医薬品ストックセンターから救護所への輸送は、原則として甲が行うものとする。

(調剤費)

第5条 救護所における調剤費は無料とする。

(合同訓練)

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに医療救護活動を実施するものとする。
(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成・派遣に関する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 甲からの要請による医薬品等に係る代金

2 合同訓練における医療救護活動に前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

第8条 前条に規定する費用弁償等については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求するものとする。

- (1) 薬剤師班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に薬剤師班ごとの薬剤師班活動報告・薬剤師班班員名簿(様式2)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式3)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書(様式4)に事故傷病者概要(様式5)を添えて報告するものとする。
- (4) 甲からの請求による医薬品に係る代金は、費用弁償等請求書に医薬品等納品報告書(様式6)を添えて請求するものとする。
- (5) 甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師に係る費用弁償については、前各号の規定を準用するものとする。

(費用弁償の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第7条第3項の規定により定められる額を速やかに乙に支払うものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第10条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第11条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
なお、昭和54年11月5日に甲乙間で締結した災害時における応急薬品等供給に関する協力協定書については廃止する。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年12月1日

世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区世田谷区池尻三丁目 13 番 1 号 世田谷薬業
会館内

乙 世田谷区薬剤師会

代表者 会 長

〔資料協定第 47〕

災害時ボランティアドクター制度に関する覚書

社団法人玉川医師会を甲、世田谷区を乙、東京消防庁玉川消防署を丙とし、甲乙丙において次のとおり覚書を取り交わす。

(総則)

第 1 条 この覚書は、甲が行う災害時ボランティアドクター制度に対する乙丙の協力に関し、必要な事項を確認することを目的とする。

(災害時ボランティアドクター制度)

第 2 条 災害時ボランティアドクター制度とは、震災等の災害時に、甲に属する医師が自発的に第 4 条の参集場所に参集し、傷病者等に対しトリアージ等の救護を実施する活動をいう。

2 丙及び丙に属する消防団並びに東京消防庁災害時支援ボランティア等は、前項の活動に従事する医師（以下「災害時ボランティアドクター」という。）と協力し、救護活動及び傷病者の医療機関等への搬送を行うものとする。

(災害時の医療救護活動についての協定との関係)

第 3 条 前条の災害時ボランティアドクター制度は、災害時において、世田谷区地域防災計画に基づき締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護活動を実施するまでの間の活動とする。

2 甲は、乙から医療救護班の派遣要請があった場合は、速やかに医療救護活動の体制に移行するものとする。

(参集場所)

第 4 条 災害時ボランティアドクターの参集場所は、乙の玉川総合支所が管轄する地域内の乙指定の一次指定避難所のうち第 1 順位の指定避難所及び玉川消防署並びに玉川消防署各出張所とする。

(活動場所の提供)

第 5 条 乙及び丙は、災害時ボランティアドクターが参集した場合は、救護活動場所の提供について積極的に協力するものとする。

(活動に対する相互協力)

第 6 条 甲乙丙は、被災住民に対する救護活動について相互に協力するものとする。

(協議)

第 7 条 前各条に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲乙丙は、本書を 3 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成13年10月1日

東京都世田谷区中町2丁目25番18号
甲 社団法人玉川医師会
代表者 会長

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
乙 世田谷区
代表者 区長

東京都世田谷区中町3丁目1番19号
丙 東京消防庁玉川消防署
代表者 署長

※「社団法人玉川医師会」は「一般社団法人玉川医師会」に変更。(平成25年4月1日付)

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

社団法人世田谷区

世田谷区を「甲」とし、

歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において

社団法人玉川

災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、世田谷区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害歯科医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、原則として、毎年度5月末日までに甲に提出するものとする。ただし、年度途中において計画の変更を必要とする時は甲乙において協議をし、定めるものとする。

2 災害歯科医療救護計画に定める歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 歯科医師 | 1名 |
| (2) 歯科衛生士 | 1名 |
| (3) 歯科技工士 | 1名 |
| (4) その他の補助事務を行う者 | 若干名 |

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽症患者等に対する歯科医療及び衛生指導

4 歯科医療救護班の活動場所は、甲が避難所に設置し、又は甲及び乙が必要と認める災害現場等において設置する救護所とする。

5 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

6 乙は、大震災等が発生した場合は、緊急連絡網に基づき、直ちに乙所属の病院及び歯科診療所の被害状況を調査し、甲に報告するものとする

(歯科医療救護班の派遣)

第3条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、歯科医療救護班を編成し、現地の救護所に派遣するものとする。

(傷病者の搬送)

第4条 救護所から後方医療施設への疾病者の搬送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第5条 歯科医療救護班は、原則として甲が避難所に設置する救護所に備蓄する医薬品等

を使用するものとする

2 備蓄する医薬品等が不足した場合には、原則として甲が供給するものとする。

3 備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(後方医療施設における歯科医療救護)

第6条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者がある場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受け入れを要請するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練中に傷病者が発生したときは、甲とともに歯科医療救護活動を実施するものとする。

(身元確認班の名簿等の提出)

第9条 乙は、都及び警視庁の要請による検視、検案、身元確認作業に協力する為、甲が開設する遺体収容所ごとに身元確認班を配置するにあたって、第2条第1項に規定する災害歯科医療救護計画の提出の際に、身元確認班の名簿及び配置表を甲に提出するものとする。

2 乙は、年度途中において身元確認班の名簿又は配置表を変更するときは、速やかに変更後の名簿又は配置表を甲に提出するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 合同訓練における歯科医療救護活動における前項に係る費用は、甲が負担するものとする。

3 前2項に規定する費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用弁償等の請求・報告)

第11条 前条に規定する費用弁償等については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求するものとする。

(1) 科医療救護班に係る経費は、費用弁償等請求書(様式1)に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿(様式2)及び歯科医療救護診療記録(様式3)を添えて請求するものとする。

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病に係り、又は死亡した場合は、事故報告書(様式5)に事故傷病者概要(様式6)を添えて報告する

ものとする。

- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前3号の規定を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により費用弁償等の請求があったときは、第10条第3項により定める額を速やかに乙に支払うものとする。

(世田谷区災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する世田谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協議等)

第14条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
なお、平成10年6月25日に甲乙間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書については、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年10月1日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区松原六丁目4番1号

乙 社団法人世田谷区歯科医師会

代表者 会長

世田谷区玉川三丁目21番2号

社団法人玉川歯科医師会

代表者 会長

※「社団法人世田谷区歯科医師会」は「公益社団法人世田谷区歯科医師会」に変更。(平成23年3月1日付)

※「社団法人玉川歯科医師会」は「公益社団法人玉川歯科医師会」に変更。(平成24年4月1日付)

〔資料協定第 49〕

災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定

世田谷区を甲とし、世田谷区鍼灸師会を乙とし、甲乙間において、災害時における応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合の甲の災害応急活動に係る避難所生活者に対するはり・きゅう施術又は被災住民に対する応急救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第 2 条 甲は、世田谷区地域防災計画に基づき災害応急業務を実施する必要がある場合は、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請する。

- (1) 避難所生活者に対する鍼灸施術活動
- (2) 医師の指示のもとに行われる被災住民に対する応急救護活動
- (3) その他、甲が必要と認める事項

(要請手続)

第 3 条 乙に対する甲の前条に規定する要請は、甲の災害時にボランティア活動を担当する部長から乙に書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

(損害補償)

第 4 条 甲の要請に基づき、乙の会員が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 62 条第 1 項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年 7 月世田谷区条例第 24 号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(負担)

第 5 条 甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他のものを可能な範囲で提供するものとし、鍼灸施術活動に使用する材料費等は、予算の範囲内で甲の負担とする。

(協議)

第 6 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 5 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 15 年 5 月 1 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

甲 世田谷区
代表者 世田谷区長

東京都世田谷区等々力二丁目 1 8 番 1 6 号

乙 世田谷区鍼灸師会
代表者 会長

〔資料協定第 50〕

災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京都柔道整復師会世田谷支部（以下「乙」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な地震その他の災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、区民の生命、身体の安全を維持するため、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において世田谷区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対して乙が協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙の会員は、甲の要請があったときは、救護所等において世田谷区医師会又は玉川医師会の会長が指定した医師の指示に従って応急手当の業務（柔道整復師法（昭和 4 5 年法律第 1 9 号）に規定する業務の範囲内に限るものとする。）に従事するものとする。

（要請）

第 3 条 前条の要請は、甲の職員のうち災害時の医療を担当する部長が行う。
2 前条の要請は、災害現場の状況に応じて必要な人員を示して行うものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条の応急手当に要した経費のうち、衛生材料等に係る実費は、甲が負担するものとする。

（物品の貸与）

第 5 条 前条第 1 項の衛生材料等のほか、甲は乙と協議して第 2 条の応急手当に必要となる物品を乙に貸与するものとする。

（損害賠償）

第 6 条 第 2 条の要請に基づいて同条の応急手当の業務に従事した乙の会員に生じた損害については、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 4 1 年 7 月世田谷区条例第 2 4 号）の規定により甲が補償するものとする。

（甲への通知）

第 7 条 乙は、毎年 3 月に、災害時において第 2 条の応急手当の業務に従事することができる人員及び連絡態勢を甲に通知するものとする。

（防災訓練への協力）

第 8 条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に協力するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年後の日までとする。ただし、当該有効期間の満了日の 1 箇月前までに、甲及び乙のいずれからも書面によ

る申出がないときは、この協定は、同一の条項でその有効期間を1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議して決するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による協議をするに際しては、必要に応じて世田谷区医師会及び玉川医師会の意見を聴取するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年10月23日

甲 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 区長

乙 世田谷区代田六丁目32番1号
公益社団法人
東京都柔道整復師会 世田谷支部
代表者 支部長

〔資料協定第 51〕

災害時の動物救護活動についての協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と、東京都獣医師会世田谷支部（以下「乙」という。）は、災害時の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、世田谷区内に地震、台風その他の災害が発生した際、甲及び乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲乙の相互の協力内容は、次の事項とする。

- （1）被災した動物の保護管理及び応急手当に関すること。
- （2）被災した動物に関する情報提供に関すること。
- （3）用地、施設及び設備の提供その他必要な動物救護活動に関すること。

（協力の要請等の手続き）

第 3 条 甲及び乙は、動物救護活動を実施する必要がある場合には、内容等明らかにした上で要請するものとする。

- 2 乙は、緊急を要すると判断した場合、甲の要請の有無によらず動物救護活動を行うことができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合には、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護の活動場所）

第 4 条 乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び東京都獣医師会世田谷支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（協力の履行）

第 5 条 甲及び乙は、相互に要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行うものとする。

（連絡要請）

第 6 条 この協定に関する連絡調整については、甲の指定する者と乙が行うものとする。

（活動の停止）

第 7 条 甲及び乙は、動物救護活動が極めて困難と判断される場合等においては、協議の上乙の救護活動を停止することができるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（細目）

第 9 条 この協定に関する細目は、別途定めるものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協

議の上決定するものとする。

この協定の成立の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年3月18日

世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

世田谷区駒沢五丁目2番3号

乙 (社)東京都獣医師会世田谷支部

代表者 支部長

〔資料協定第52〕

災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）及び独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、世田谷区内において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行うことに関し、乙の協力を得ることにより、円滑な妊産婦等支援活動の態勢を確保することを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、妊産婦等の受入れの要請をすることができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の要請をするときは、受入れを要請する妊産婦等の人数、状況その他の必要な事項を明示した書面を送付するものとする。ただし、当該書面により難しいときは、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに受入れの可否、受入れ可能人数、受入れ場所、受入れ可能期間その他の必要な事項を明示した書面により甲に回答するものとする。ただし、当該書面により難しいときは、口頭その他の方法により回答し、後日速やかに当該書面を送付するものとする。

（妊産婦等の搬送）

第4条 前条第2項の受入れ場所への妊産婦等の搬送は、甲が行うものとする。ただし、乙が行うことを妨げない。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った妊産婦等支援活動に対する協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 妊産婦等支援活動に対する協力により乙に損失が生じたときは、甲及び乙が協議の上、その損失に係る費用の負担割合等を決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は、乙から前条第1項の費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（物品の貸与）

第7条 乙は、妊産婦等支援活動に対する協力をするために必要となる物品の貸与を無償で甲から受けることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により物品の貸与を受けたときは、当該物品を常に良好な状態に保ち、妊産婦等支援活動に対する協力以外の目的に使用しないようにしなければならない

ない。

3 第1項の物品の品名、規格、数量等は、甲及び乙が協議して定め、別途契約を締結するものとする。

(防災訓練の協力)

第8条 甲及び乙は、それぞれが計画する防災訓練に互いに参加し、又は協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、それぞれ次の各号に掲げる者を連絡責任者として置くものとする。

(1) 甲 危機管理室災害対策課長

(2) 乙 理事長が指定する者

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成26年2月12日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長

東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号

乙 独立行政法人国立成育医療研究センター

代表者 理事長 総長